

安全保障理事会決議 1861 (2009)

2009年1月14日、安全保障理事会第6064回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1778 (2007)、決議 1834 (2008)、および決議 1769 (2007) を含む、チャド、中央アフリカ共和国および準地域に関する決議および安保理議長声明を想起し、

チャドおよび中央アフリカ共和国の主権、統一、領土保全および政治的独立ならびに同地域における平和を目標とした安保理の公約を再確認し、

ダルフルールにおける継続中の暴力の、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部における人道上および治安上への波及に安保理の懸念を繰り返し表明し、

市民の住民の治安、これら区域における人道的活動の実施およびこれら地域の安定を脅かし、また人権および国際人道法の重大な違反をもたらす、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部およびスーダン西部における武装活動および武装集団を深く懸念し、

チャドおよびスーダン両政府の間の外交関係の最近の再開およびそれを促進するリビヤ政府による取り組みを歓迎し、スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国の間の関係の一層の改善が同地域における長期的な平和および安定に貢献することを強調し、

またダルフルール問題の適切な解決、シルトおよびリーブルビル各協定の完全な履行、チャドおよび中央アフリカ共和国における国民的政治対話の取り組みが、同地域における長期の平和と安定ならびに難民および国内避難民の自発的、安全かつ持続的な帰還に貢献することを強調し、

同地域における武力紛争への最終的な解決を見出す、事務総長、アフリカ連合および地域の主体の取り組みへの完全な支援をくり返し表明し、

暴力的な手段を通じての不安定化のいかなる試みあるいは力による権力の掌握は受け入れ難いことを再確認し、

女性、平和および安全に関する 1325 (2000) および 1820 (2008)、人道および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003)、および武力紛争における市民の保護に関する 1674

(2006) の安保理諸決議を再確認し、

武力紛争における子どもに関する安保理決議 1612 (2005) を再確認し、チャドにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書 (S/2008/532) およびその中の勧告を留意し、理事会によって承認されたように、また子どもと武力紛争に関する安保理作業部会によって採択されたチャドに関する結論 (S/AC.51/2007/16) を想起し、

チャド政府および中央アフリカ共和国政府がその領域において市民の安全を確保する主要な責任を担うことを確認し、

アフリカにおける難民問題の特定の側面を規定するアフリカ統一機構の 1969 年条約に加えて、1951 年 7 月 28 日の難民の地位に関する条約および 1966 年 12 月 16 日の同追加議定書を念頭に置き、

国際難民法を尊重し、難民キャンプおよび国内避難民の避難場所の、文民のおよび人道的性質を保護し、武装集団によってキャンプおよび避難場所の中あるいは周辺で実行される子どもを含む、個人のいかなる勧誘を防止する必要性を強調し、

2007 年 8 月 10 日の事務総長報告書 (S/2007/488) 第 37 項に示されている、チャド東部および中央アフリカ共和国地域 (以下「チャド東部および中央アフリカ共和国北東部」と言及) における多面的な駐留についての決議 1778 の下の権限を想起し、

国際連合中央アフリカ・チャド・ミッション (MINURCAT) を支援する欧州連合による活動 (EUFOR Chad/CAR) の展開を賞賛し、EUFOR Chad/CAR の職務権限は 2009 年 3 月 15 日までであることを想起し、

MINURCAT による警察および統合治安部隊 (DIS) の憲兵隊将校の継続した選出および訓練を歓迎し、DIS の展開を促進する必要性を強調し、

2008年12月4日の事務総長報告書 (S/2008/760) (以下「事務総長報告書」) およびEUFOR Chad/CARの職務権限の終了の際の、フォローアップのための取極に関する、勧告を検討し、

EUFOR の職務権限の終了の際にフォローアップを行う、両国における MINURCAT の軍事部門の展開に関する、2009 年 1 月 6 日付チャド大統領からの書簡および 2008 年 12 月 5 日付の中央アフリカ共和国大統領からの書簡を歓迎し、

スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国の国境地域における事態が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し、

1. 以下の第2項から第7項に従い、特に危機にある難民、避難民および民間人の保護に貢献し、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部において人道援助の供給を促進させ、これらの地区における復興および経済社会発展にとってよりよい条件を創出することにより、自発的、安全かつ持続可能な難民および避難民の帰還に資する安全状態の創出を支援する目的で、チャドにおける多面的な現地関与および中央アフリカ共和国における軍事展開を12ヶ月間延長することを承認する。
2. この目的のために、MINURCAT の職務権限を下記第6および7項に記されており、2010年3月15日まで延長することを決定する。
3. EUFOR の職務権限の終了の際にチャドおよび中央アフリカ共和国両国における EUFOR をフォローアップするために MINURCAT の軍事部門の展開を許可し、第57から61項において、また事務総長報告書の第62条の選択肢2において提案されている活動の概念を歓迎し、また EUFOR と MINURCAT の軍事部門の間の権限の移譲が2009年3月15日に行われることを決定する。
4. MINURCAT が最大300名の警察要員、25名の軍事連絡将校、5,200名の軍事要員および適切な数の文民要員を含むことを決定する。
5. 難民キャンプ、国内避難民が集められている避難場所および近隣区域における主要な町の法と秩序を維持すること、またチャド東部における人道的な活動を確保することを支援することに排他的に献身的に取り組む、現在は統合治安部隊 (DIS) である、人道保護のためのチャド警察 (PTPH) の設立に関する規定を含み、決議1778第5項において、2007年8月10日の事務総長報告書 (S/2007/488) に言及された警察の概念を了としたことを想起する。
6. MINURCAT が、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部において、国際連合国別現地チームとおよびまた適宜、中央アフリカ共和国における国際連合平和構築支援事務所 (BONUCA) と連携を有し、BONUCA の職務権限を害することなく、以下の職務権限を有することを決定する。

市民の安全および保護

- (a) 第5項に言及されている統合治安部隊を選出し、訓練し、助言し支援を促進するこ

と。

- (b) とくに集団と犯罪の問題と闘いながら、より安全な環境の創出に貢献するために、チャドおよび中央アフリカ共和国における、国軍、憲兵隊および警察軍、遊牧国家保安隊、司法当局および刑務所職員と連携すること。
- (c) 国境に近接する難民キャンプを移転するための努力を支援するため、またその目的で、利用可能かつ費用弁済を基盤として、後方支援を国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に提供するため、チャド政府および UNHCR と連携すること。
- (d) 地域における人道活動に対して、生じつつある脅威についての情報を交換するため、スーダン政府、ダルフルールにおける国連/AU 混合部隊 (UNAMID)、BONUCA、中央アフリカ共和国における中央アフリカ諸国経済共同体多国籍軍(MICOPAX)およびサヘル・サハラ諸国共同体 (CEN-SAD) と連携すること。
- (e) 国内避難民の帰還のための環境を強化する目的で、地方の緊張を解決しまた地方の和解の取り組みを促すために、チャドにおける国家および地方当局の発案を支援する。

人権および法の支配

- (f) 性およびジェンダーに基づいた暴力に特別の注意を払いながら、チャドにおける人権の監視ならびに促進および保護に貢献し、また不処罰と闘う目的で、資格を有する当局に対して行動を勧告する。
- (g) 能力の範囲内において、国際人権基準に関する訓練を通じて、チャドおよび市民社会の能力を強化するための努力、および武装集団による子どもの勧誘および使用を阻止する努力を支援すること。
- (h) 国際連合機関と緊密に調整しながら、独立した司法機関への支援と強化された法制度を通してを含む、法の支配の促進について、チャド政府を援助すること。

地域の平和支援

- (i) 2008年3月13日のダカール合意の履行を監視するために同合意の下で設立されコンタクト・グループにおいて UNAMID と共に監視団としての役割を担い、また善隣関係を構築するために、必要に応じて、チャド政府、スーダン政府および中央アフリカ共和国政府を支援し続けること。
7. 国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

- (a) MINURCAT が、その能力およびチャド東部における活動の範囲内で、チャド政府と連携して、以下の任務を実行するために、すべての必要な手段を取る権限を与えられることをさらに決定する。
- (i) 危険にある民間人、とくに難民および国内避難民を保護するために貢献すること。
 - (ii) 活動の地区における安全の改善を助けることによって、人道援助物資の提供および人道援助要員の自由な移動を促進すること。
 - (iii) 国際連合要員、施設、設備および装備を保護し、国連職員ならびに国際連合および関連要員の安全および移動の自由を確保とすること。
- (b) MINURCAT が、その能力および中央アフリカ共和国北東部における活動の範囲内で、ビラオにおける恒久的な軍の現地関与を確立することを通じて、以下の任務を実行するために、全ての必要な措置を取る権限を与えられることをさらに決定する。
- (i) より安全な環境を生み出すことに貢献すること。
 - (ii) 危険にさらされている市民および人道要員を救出するための限定的な性格を有する活動を実行すること。
 - (iii) 国際連合要員、施設、設備および装置を保護し、国連職員ならびに国際連合および関連要員の安全および移動の自由を確保とすること。
- (c) MINURCAT の地位に関する、事務総長とチャドおよび中央アフリカ共和国両政府との 2008 年 3 月 21 日付と 2008 年 11 月 21 日付の各合意に留意し、事務総長および両政府に対して国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の下での法的保護の範囲に関する総会決議 59/47、国際連合及び関連要員の安全に関する条約の選択議定書に関する総会決議 60/42、ならびに人道要員の安全ならびに国際連合要員の保護に関する総会決議 63/138 を考慮しつつ、本決議により認められる軍事部門を含み、2009 年 3 月 15 日以前に、MINURCAT を十分に包含することを確保とするこれら合意の修正を締結することを要請し、1990 年 10 月 9 日のモデル地位協定 (A/45/594) をその修正まで現存の合意を補足するために暫定的に適用することを決定する。

8. 事務総長ならびにチャドおよび中央アフリカ共和国両政府に対して MINURCAT の展開の期間を通じて、密接に協力することを要請する。

9. 残された能力の範囲内で、決議 1778 の第 6 項、サブパラグラフ a に示されている任務の実行を含む手段によって、秩序だった引き離しを達成するために、2009 年 3 月 15 日以降、すべての適切な措置を取るよう欧州連合の活動を許可したことを想起する。

10. 欧州連合および事務総長が、欧州連合活動の展開の期限を通じて、完全な引き離しまで、密接に協力し続けることを要請する。
11. 活動の軍事概念および交戦規定が本決議の規定と完全に一致する重要性を強調し、事務総長に対して、これについて安全保障理事会および兵力提供国に報告を行うことを要請する。
12. チャドおよび中央アフリカ共和国両政府に対して、EUFOR によって設立されたすべての避難場所および社会基盤を後続の国際連合の現地関与に移譲することを含む、EUFOR から国際連合軍事部門への円滑な移行を促進するために、国際連合および欧州連合と協力し続けることを奨励する。
13. チャド政府、およびその職務権限に従う MINURCAT に対して、DIS の選出、訓練および配置を促進し完了することを求める。
14. 加盟国に対して、MINURCAT に対して、必要な兵力の必需品、とりわけヘリコプター、偵察部隊、工兵、兵站および医療設備を提供することを奨励する。
15. 全ての加盟国、特にチャドおよび中央アフリカ共和国と国境を接する国家に対し、MINURCAT および欧州連合活動を対象とした、車両とスペアパーツを含む、全ての要員、装備、食糧、必需品およびその他の物資を、その完全な引き離しまで、障害あるいは遅延なく、チャドおよび中央アフリカ共和国に自由に提供することを促進するよう促す。
16. 援助国に対して、DIS を支援するために設立された、MINURCAT 信託基金に貢献し続けることを招請する。
17. 援助コミュニティに対し、チャドおよび中央アフリカ共和国の人道、復興および開発の必要性に取り組む努力を、維持しつづけるよう指示する。
18. 全ての当事者に対し、MINURCAT および欧州連合活動の要員と関連要員の安全および移動の自由を保障することを含む、MINURCAT および欧州連合活動の展開と活動にその完全な引き離しまで完全に協力することを求める。
19. スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国各政府に対して、その領域が他の主権を損なうために用いられないことを確実とし、2008年3月13日のダカール合意および従前の合意の履行の目的で積極的に協力し、また地域における武装集団の活動および武力によ

る権力の掌握の試みを阻止する目的で協力することを奨励し、またアフリカ連合の仲介者としての、ダカールコンタクト・グループ、リビアおよびコンゴ共和国両政府、ならびに、ダカールプロセスを支援し、MINURCAT の長、事務総長特別代表を通じてを含む、アフリカ連合および国際連合によってとりわけ担われた役割を歓迎する。

20. 武装集団が直ちに暴力行為を停止することを要求し、チャドおよび中央アフリカ共和国内の当事者に対して、それぞれ、2007年10月25日のシルテ協定および2008年6月21日にリーブルビルにおいて署名された包括的和平協定を尊重し履行することを促す。

21. チャドおよび中央アフリカ共和国における当局および政治的利害関係者が、憲法枠組に関して、国民対話の取り組みを遂行し続けることを奨励し、対話の議長ピエール・ブヨラおよび地域の和平促進者ガボン大統領オマール・モンゴ・オンディンバの支援とともに、中央アフリカ共和国における包括的な政治対話の開催、および対話に参加する主体を集合させることを政府に求める包括的政治対話の終了を歓迎し、また2007年8月13日にンジャメナにおいて署名された民主的プロセスの強化のための政治合意の重要性を強調し、当事者に対して、特に早期選挙実施を目的として、その履行を進めることを奨励する。

22. 国際人道法の規則および原則、とりわけ人道要員の保護に関するもの、を完全に履行するすべての当事者の義務を再確認し、さらに、すべての関連当事者に対して適用される国際法に従い、人道要員に対して、支援を必要としているすべての人への即座、自由かつ支障のないアクセスを提供することを、関連するすべての当事者に要請する。

23. 難民および子どもの勧誘を防ぎ、難民キャンプおよび国内避難民の避難場所の非軍事的な性質を維持する、子ども保護のアドバイザーの任命を通してを含む、DIS および人道的共同体と調整した MINURCAT および国際連合国別現地チームの取り組みを奨励する。

24. 武装集団による子どもの勧誘と利用を阻止するためにチャド当局によって既に取りられた措置に留意し、これについて、国際連合諸機関とりわけユニセフとの協力を遂行することを奨励し、関連するすべての当事者に対して子どもが保護されることを確実にすることを求める。

25. MINURCAT の終了戦略に向けての事務総長報告書の第 70 項において提示された達成条件を了とし、とりわけ以下の点を強調する。

- (a) 不安定な状況にある多数の国内避難民の安全かつ持続可能な状況での自発的帰還および再定住
- (b) 武器、暴力および人権侵害の減少によって証明される難民および国内避難民キャンプ

の武装解除

- (c) 国際人権基準を尊重しつつ、難民、国内避難民、文民および人道上の職員に必要な安全を提供する、国内法執行機関、司法および刑務所制度を含む、チャド東部におけるチャド当局の能力向上
26. 北東部にその権限を行使する中央アフリカ共和国政府の改善された能力が、第 1 項に示されたようにMINURCATの目的実行のためにも重要であることを強調し、中央アフリカ共和国政府、加盟国、BONUCA、国際連合機関および平和構築委員会に対して、中央アフリカ共和国における治安部門の改革への必要な支援を提供することを求める。
27. 同地域における武装勢力の活動を阻止する目的で、スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国の間の改善された協力が、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部の平和と安全の回復においても重要であることを強調する。
28. 事務総長に対して、チャド東部、中央アフリカ共和国北東部および同地域における、関連合意の履行の進捗状況、上記第 25 および 26 項の達成条件の達成に向けての進捗状況、およびMINURCATの職務権限の履行に関して、難民および国内避難民の移動を含む、治安および人道的な状況について、定期的に、少なくとも 3 か月毎に報告し続けること、また同様の規則性に基づいて、軍事情勢の特定の最新情報を安全保障理事会に提供し続けることを要請する。
29. 事務総長に対して、次回の報告において 2011 年 3 月 15 日までに達成される目的で、上記第 25 および 26 項の達成条件の履行に関する進捗状況を計りまた追跡する、指標となる予定表を含む、戦略的な実施計画の発展について、安全保障理事会に報告することを要請する。
30. 2010 年 3 月 15 日以降の MINURCAT の職務権限の可能な更新を審議する際にこれら達成条件の進捗状況を十分に考慮することを強調する。
31. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。